

改正健康増進法では、「原則室内禁煙」です。

施設における事業の内容や経営規模への配慮から、これらの類型・場所ごとに「喫煙」のための各種設置が認められています。
なお、設置の内容により、「標識」の掲示が法で定められています。

	喫煙専用室	喫煙目的室	加熱式たばこ専用喫煙室	喫煙可能室
対 象	飲食店 等	バー、スナック等	飲食店	既存特定飲食提供施設
必要事項	・20歳未満は立入禁止 ・喫煙のみができる「室」を施設内に設置	・20歳未満は立入禁止 ・たばこを対面販売し、喫煙を主たる目的とするバー、スナック等	・20歳未満は立入禁止 ・「加熱式たばこ」のみ喫煙可 ※「加熱式たばこ」とは、電気等でタバコ葉を熱して蒸気(ニコチン)を発生させるもの	・20歳未満は立入禁止 ・喫煙専用室が設置できない小規模飲食店が適用対象 → 客席床面積100㎡以下 → 資本金 5000 万円以下 ※保健所へ「届出」が必要。
喫煙場所	屋内の一部	屋内の全部又は一部	屋内の全部又は一部	屋内の全部又は一部
室内で飲食	× 不可	△ 可。ただし、主食は除く	○ 可	○ 可
標識(例)	 喫煙専用室 Designated smoking room 专用吸烟室 흡연전용실 20歳未満の方は立ち入れません。 「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。  喫煙専用室あり Designated smoking room available 有专用吸烟室 흡연전용실 있음 「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。			

○一部を喫煙可能な室とする場合は、当該施設の出入口と喫煙できる室の出入口のそれぞれ「見やすい箇所」に、掲示が必要です。

○「標識」は厚生労働省の例を参考に、必要な事項が記載されていれば、独自に作成しても差し支えありません。

○喫煙を可能とする場合の喫煙場所は、「たばこの煙の流出を防止するための技術的基準」に適合することが必要です。